

監査委員公表第610号

平成29年3月31日付け監査第1079号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年7月14日

大分県監査委員 首 藤 博 文
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 末 宗 秀 雄
 大分県監査委員 吉 岡 美 智 子

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		
教育財務課	平成29年1月20日	<p>指摘事項</p> <p>県立学校機械警備業務の長期継続契約について、一般競争入札を行ったのち、長期にわたり契約を締結することなく、業者に業務を行わせている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、業務に関する執行管理表を作成し、契約情報や支払時期を班総括、主任、副任が進捗を把握できるよう、適切な事務処理に努める。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・生活環境部)		
大分県消防学校	平成29年2月1日	<p>注意事項</p> <p>資金前渡による交際費の支出について、精算手続が長期にわたり行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>直ちに精算手続を行うとともに、今後は、必ず複数の者でチェックを行うこととした。</p>
(知事部局・土木建築部)		
佐伯土木事務所	平成28年10月21日	<p>注意事項</p> <p>現金出納事務について、証紙売りさばき代金等として領収した現金を会計規則に定められた期日を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>領収した現金について、原則として即日もしくは翌日の金融機関営業時間内に払い込むよう徹底するため、現金払込の手順を班員全員で確認するとともに、「現金収入あり」のプレートを班内に新たに掲示することとし、収納の状況を班員全員が確認できる体制をとることとした。</p>

		さらに、大分県会計規則第40条及び運用通知第40条の規定を十分理解するよう事務担当者に指導した。
--	--	--